

東大地震研庶第 81 号
令和 5 年 2 月 13 日

関係機関の長 殿
関係学部等の長 殿

東京大学地震研究所長
佐 竹 健 治
(公印省略)

教員の公募について

このたび、当研究所では下記の要領で教員を公募いたします。
つきましては、関係各位に広くお知らせいただき、適任者の推薦および応募について、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

1. 職名及び人数：助教 1 名
2. 採用予定時期：採用決定後のできるだけ早い時期
3. 契約期間：期間の定めなし。なお、本研究所の教員の任期に関する内規により、満 55 歳を超える教員については、次年度の初めに教員の所属する組織（分野）の職に 5 年以内の任期を定める。再任は本研究所教授会の承認を得た場合に 1 回限り可とする（ただし、東京大学教員の就業に関する規程に定めるところの定年による退職の日を超えることはできない）。また、本公募により雇用された助教は、採用後 10 年をめぐりに教授会メンバーによる総括的評価が行われる。詳細については、問い合わせ先に照会のこと。
4. 試用期間：採用された日から 6 月間
5. 就業場所：地震研究所（東京都文京区弥生 1-1-1）
6. 所属：数理系研究部門
7. 研究分野：理論に基づく地震発生物理学分野
地震研究所では、地震現象の包括的な理解のため、理論やシミュレーションに基づく震源物理学の研究を行っている。本公募では、既存の枠組みを超える新たなアプローチによって地震発生現象の物理的理解の深化を目指す人材を求める。また、観測データとの比較を視野に入れた研究に取り組み、所内外の研究グループとの共同研究、国際共同研究を積極的に進める人材が望まれる。なお、本公募で採用された者は、大学院教育を通じて次世代の人材育成に貢献することも期待される。
8. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
9. 休日：土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
10. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
11. 賃金等：学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。

参考 博士修了/34 万円～

諸手当 賞与（年 2 回）、通勤手当（原則 55,000 円まで）の他、本学の定めるところによる。

- 1 2. 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入
- 1 3. 応募資格：着任時点で博士の学位を有する者（外国での同等の学位を含む）
- 1 4. 提出書類：以下 (1)~(6)を各 1 部
 - (1)東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。記入例は「記入例 2 [理系教員]を参照」）<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
※ 応募の段階では履歴書 No. 2 への署名は不要です。
 - (2)研究業績リスト（査読の有無を区別すること。投稿中の論文も含む）
 - (3)主要論文の PDF ファイル 3 編程度
 - (4)研究業績の概要（2000 字程度）
 - (5)今後の研究・教育計画（2000 字程度）
 - (6)応募者について参考意見をうかがえる方 2 名の氏名、所属・連絡先、及び E-mail アドレス
- 1 5. 応募書類提出方法：所定場所へのアップロード
事前に、件名を「理論に基づく地震発生物理学分野助教応募」としたメールを、庶務チーム(人事担当)まで送付して下さい。庶務チーム(人事担当)から書類送付先フォルダを連絡しますので、応募期限までに、応募書類一式をフォルダに保存して下さい。
- 1 6. 応募書類提出先：〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1
東京大学学地震研究所 庶務チーム(人事担当)
E-mail: jinji※eri.u-tokyo.ac.jp
電話: 03-5841-8789 (※を@に置き換えて下さい。)
- 1 7. 応募締切：令和 5 年 5 月 3 1 日（水） 午後 5 時 必着
- 1 8. 問い合わせ先：東京大学地震研究所 数理系研究部門 西田究
TEL: (03) 5841-5723 E-mail: knishida※eri.u-tokyo.ac.jp
(※を@に置き換えて下さい。)
- 1 9. 募集者名称：国立大学法人東京大学
- 2 0. その他：取得した個人情報は、本人事選考以外の目的に利用しません。
◎ 東京大学は 2009 年 3 月 3 日「男女共同参画加速のための宣言」を発表しました。この宣言に基づき、教員・研究員の公募の際に、女性の応募を歓迎します。
採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。
受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）